

MGM MANIWA 規約

2023年3月31日制定

第1章 総則

第1条 本クラブは「MGM MANIWA」（以下「本クラブ」という）と称し、事務局を「MGM MANIWA」のゴルフ場クラブハウス内に置く。

第2条 本クラブは株式会社MGM（以下「会社」という）の経営するゴルフ場を利用してゴルフスポーツの普及発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 会員

第3条 本クラブの会員は次の通りとする。

- 個人会員 本規約の所定の手続きによって会員資格を取得した個人
- 法人会員 本規約の所定の手続きによって会員資格を取得した法人又は団体

第3章 入会及び退会

第4条 本クラブに入会しようとする者は所定の様式によって理事会及び会社に申し出をなし、会社の事前審査を経た後、理事会の承認を得て会社が別に定める入会金を会社に支払わなければならない。ただし、会社が入会金の免除をした場合にはこの限りでない。

入会者の年齢は、特別な事情により理事会が認める場合を除き、満18才以上とする。

第5条 入会金は、会員権発行に伴う事務手数料や各種実費に充てられるものであり、納入済みの入会金はいかなる事情があっても返還することはできない。

第6条 会員が退会しようとする時は文書をもって理事会及び会社に届け出るものとする。

会員が退会した場合、特別な事情により理事会が認める場合を除き、以後3年間は再入会を認めない。

第7条 会員は、会社の定める年会費及び使用料金を支払って施設を利用することができる。また、会社は会社の主催する競技会の開催その他必要やむを得ないと認めた場合に限り、一定期間施設の利用を制限することができる。

第8条 会員は次の場合資格を失う。

- 任意に退会を申し出た時
- 除名された時
- 死亡及び失踪宣告を受けた時
- 成年被後見人及び被保佐人の審判決定又は破産手続開始決定があった時
- 法人会員の母体法人又は団体が解散した時

第9条 会社は会社に次の各号の一に当る行為があった時は会社の決定及び理事会の決議によって会員の資格を一時停止又は除名することができる。

- 本クラブ規約その他会社又は理事会の定める諸規定に違反した時
- 本クラブの名譽を毀損し又は秩序を乱した時
- 会費その他諸支払を3ヶ月以上滞納した時
- その他会員としての品位を損なう著しい非行のあったとき
- 暴力団の構成員、または準構成員及びこれに準ずる者であるときまたはあったとき
- 入会申込時あるいは入会後にクラブへの申告、届出に虚偽があることが判明したとき
- 上記各号の外会員として不適当な行為があったと会社及び理事会が認めた時

第10条 相続や合併による資格の承継は以下のとおりとする。

- 会員が死亡したときは、別に定める催促に基づき相続人はその資格を承継することができる。この場合、相続人は、会社の定める名義変更手数料を会社に支払うものとし、死亡した会員の権利義務の全てを承継する。
- 法人会員が合併や会社分割等によって消滅した場合は、別に定める細則に基づき承継会社はその資格を承継することができる。この場合、承継会社は会社が定める名義変更手数料を会社に支払うものとし、被承継会社の権利義務の全てを承継する。

第4章 会員権利及び義務

第11条 会員は会社が別に定める料金でコース及びその付属設備を利用することができる。

第12条 会員は会員以外のプレイヤーをゲストとして同伴若しくは紹介することができる。

2. 前項の場合ゲストの行為については紹介会員が全責任を負うものとする。

第13条 会員は本クラブ規約を遵守し、コース内に於いては競技規則に則ってプレーしなければならない。

2. 会員は本クラブから通知及び連絡を受けるため、住所地又は連絡先の変更の際は必ず届出なければならない。

第14条 会員は会社が別に定める年会費を、請求を受けた日から3週間以内に会社に納入しなければならない。

第15条 会員が所定の手続きにより理事会及び会社に休眠会員届を提出した場合、翌年度から休眠会員の年会費は通常の3分の1とする。

第16条 会員は所定の手続きにより理事会及び会社の承諾を得てその会員としての資格を他に譲渡し、その名義を譲渡人に変更することができる。ただし、名義変更の停止期間中はこの限りでない。名義変更に際して譲受人は会社が別で定める名義変更料その他の費用を会社に納入しなければならない。

第5章 役員及び運営

第17条 本クラブの役員は次のとおりとする。

- 理事長1名
- 副理事長1名
- 専務理事1名
- キャプテン1名
- 理事若干名

第18条 役員は任期は2ヵ年として再任を防げない。

2. 任期中途に於いて交替就任した役員は前任者の前任期間とする。

第19条 理事長は会社の代表者若しくは会社の代表者が委嘱する者を以ってこれに当てる。

2. 理事長はクラブを代表して会務を統括し、且つ理事会を召集してこれに司る。

3. 理事長は理事のうちより副理事長、専務理事又はキャプテンを置くことができる。

4. 必要に応じて、名誉理事を置くことができる。名誉理事は理事長の職にあった者、又は本クラブに対し特に顕著な功労のあった者からこれに当てる。

第20条 副理事長は理事長不在の場合、予め理事長の指示により業務を代行する。

第21条 専務理事は理事長、副理事長を補佐し、理事長の指示に従い、理事会の会務を処理する。

第22条 キャプテンはコース及びゴルフプレーに関する事項を担当する。
2. キャプテンは各分科委員会を統括し、且つ必要に応じ、各分科委員会の委員会を招集することができる。
3. キャプテンはコース管理上、若しくは災害あるいは危険防止上必要と認める場合は何時でもコースの全部又は一部の使用に禁止することができる。

第23条 理事、キャプテンは会員又は会社役員の中から理事長が委嘱する。

第24条 役員は理事会を組織してクラブ運営のために次の事項を議決するものとする。

- (1) クラブ諸規則の改廃制定
- (2) ゴルフプレー運営に関する事項
- (3) その他必要な事項

2. 前項の議決事項のうち、予算を伴う工事その他会社に権利義務が生ぜしめる事項については、会社の承諾を得、会社の名において行わなければならない。

第25条 定期理事会は年2回の開催とする。理事会は必要と認めた時は随時に理事会を開催することができる。

2. 理事会は理事の過半数の出席により成立し、決議はその過半数により決する。但し賛否同数の場合は理事長において決する。

第26条 理事会の決議により本クラブに各種の分科委員会を置くことができる。

2. 各委員長、副委員長及び委員は、会員の中から理事長が選任する。
3. 委員長、副委員長、委員の任期は2ヵ年とし再任防げない。欠員が生じた場合は随時補充することができる。
4. 本クラブ役員及び各種分科委員会は報酬を受けない、但し会務のために要した費用の補償を受けることができる。

第27条 欠員補充の場合の任期は所定の任期の残存期間とする。

第6章 会計

第28条 本クラブの収入はすべて会社に帰属し、ゴルフ場施設の整備費、運営費並びにクラブの通常経費、ゴルフ場に関する支出は会社が負担する。

第7章 附則

第29条 本規約を改廃制定する場合又は本規約の条項に疑義を生じた場合、理事会においてこれを決定する。但しその発行には会社の承諾を必要とする。

2. 本規約の運営に必要な細則は別にこれ定める。

以上

MGM MANIWA 規約運営細則

2023年3月31日制定

第1章 総則について

会員は本クラブの目的を理解し、規約並びにこの運営細則の定めに従うものとする。

第2章 会員区分について

- ① 「個人会員」
- ② 「法人会員」には2名記名登録とする。

いずれの会員についても会員証証券は発行せず、会員カードのみを発行する。

第3章 入会及び退会について

- ① 会員の入会は、入会申請書の提出により理事長が委嘱した役員2名以上から構成される入会審査会の答申を受ける理事会が承諾を行うこととし、入会金、名義変更手数料、登録料等の請求・収受は会社が行う。
なお、請求金額の会社への入金をもって入会日とする。
- ② 会員の退会は会員からの退会届提出を受け理事会が承諾する。なお、理事会での承諾をもって退会日とする。
退会があった場合でも、納入済みの年会費の日割り精算は行わないものとする。
- ③ 「個人会員」で本人死亡が確認された場合、遺産分割協議書等により相続人全員を適正に代表すると認められる者からの退会届提出は認める。

第4章 会員の権利及び義務について

- ① 「個人会員」で死亡通知を受領することにより会員本人の死亡が確認された場合は、本クラブでの死亡確認時以降、代表相続人より退会届若しくは会員権譲渡申請書が提出されるまでの間は、休眠会員として扱う。ただし、納入済みの年会費と休眠会員の年会費の差額の精算は行わないものとする。
- ② 年会費の請求基準日は毎年5月1日とし、基準日の会員資格に応じ原則として5月31日までに請求を行うものとする。
なお、年会費の対象期間は5月1日より翌年4月30日までとする。
- ③ 休眠会員から譲渡により会員権を取得した譲受人からは、入会時に初年度の在籍月数に応じた年会費分担金を徴収する。
なお、休眠会員解除者についても同様とする。
- ④ 本クラブに届出た会員住所地又は連絡先の途絶から3年を経過した場合、理事会の承諾を得て所在不明会員への会員資格を停止するものとする。
- ⑤ 会員は年会費その他費用の支払いを会社の請求を受けた後、3カ月を経過しても未納の場合、理事会の承諾を得て未納会員への会員資格を停止するものとする。
- ⑥ 会員権の譲渡については、譲渡人及び譲受人が各々記名捺印した会員権譲渡申請書に印鑑証明を添えて申請し、理事会及び会社の承認を得なければならない。
なお、会社はクラブ会員台帳に会員権譲渡による入会の旨を記載し、名義変更料の支払いと引き換えに会員カードを発行する。
- ⑦ 新規会員募集、又は、会員権譲受により新しく入会する者は、印鑑証明書その他会社が指定する書類を提出しなければならない。
- ⑧ 年会費及び名義変更料その他会員として負担すべき料金・諸経費については、会社が別に定める。

第5章 役員及び運営について

理事及び各種分科委員の定期改選の時期は3月31日とし、各々任期は4月1日より翌々年の3月31日までの満2カ年とする。

第6章 名義変更について

会社は、会員からの名義変更の申請について、その判断により一定期間停止することができる。

以上